推進地区内における開発事業の特例手続

推進地区内における開発事業に関する特例手続について定めています。
特例の適用（まちづくり計画確認通知書の交付）を受けられる場合、開発事業の手続及び以下の手続が簡素化されます。

［住民説明等、開発事業の申請、協定の締結、工事着手の届出、完了検査］

○特例手続の対象となる各種まちづくり計画が決定されている地区

・八潮南部東まちづくり推進地区　平成 25 年９月２日全部決定

○届出対象（条例第６６条第１項第４号）

推進地区内においては、条例第 66 条第 1 号第 4 号により全ての開発事業が対象となっていますが、適用除外を設けたことにより、以下の開発事業が手続の対象となります。
①開発区域の面積が 300 ㎡以上の開発事業（建築物の建築を伴わない開発事業（下記参照）は 500 ㎡以上）
②中高層建築物の建築（高さ 10m を超える建築物）
③建築物の延べ面積の合計が 500 ㎡以上の建築
④建築物の用途の変更で、変更する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以上の開発事業

建築物の建築を伴わない開発事業
（条例施行規則により定めるもの）
①自動車駐車場の設置
②資材置場の設置
③廃棄物処理施設の設置
④廃棄物保管場の設置
⑤自動車洗車場及び自動車販売場の設置
⑥その他まちづくり推進会議の意見を聴いて市長が定めるもの

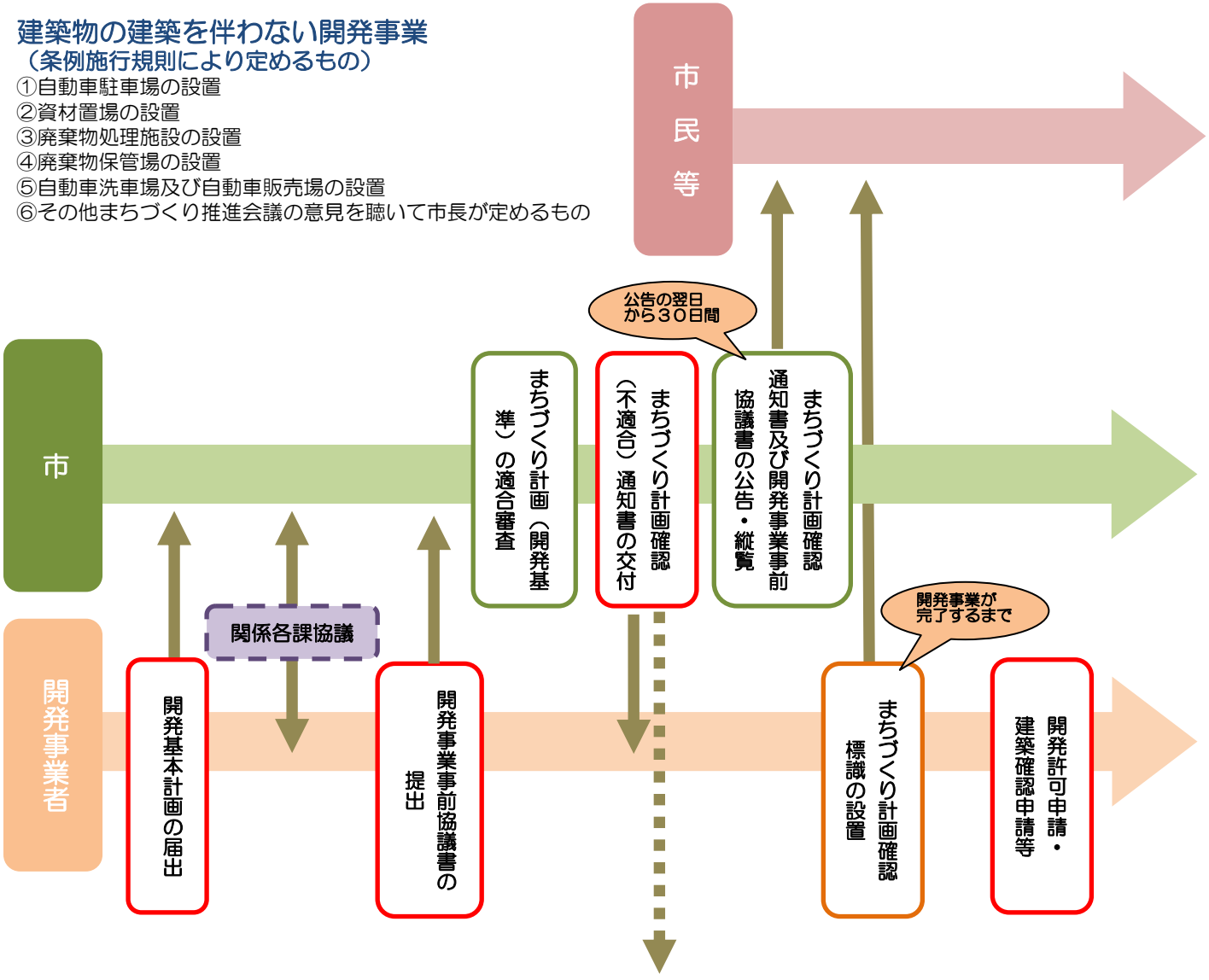

※不適合通知の場合は「特例」が適用されないため、この段階から通常の開発事業の手続を行わなければ工事に着手できません。

平成 25 年９月２日配布版